

# 長野県庁舎登退庁表示器設備撤去工事仕様書

## 1 概要

- (1) 工事名 長野県庁舎登退庁表示器設備撤去工事
- (2) 箇所名 長野県長野市南長野幅下692-2 長野県庁舎
- (3) 内容 ア 不要となった登退庁表示器設備に係る電気設備の撤去  
※撤去箇所の詳細は別添施工図面のとおりに  
イ 撤去に伴い発生した廃材の処理
- (4) 撤去する設備

項目	品名/規格	数量	単位
電源装置	DC48V	2	面
	AC48V	9	面
幹線	EM-CPEE 0.9-10P	14	m
	EM-CPEE 1.2-15P	113	m
	EM-CPEE 0.9-20P	121	m
	EM-CPEE 0.9-30P	784	m
	CPV 0.9-50P	70	m
	CPV 0.9-100P	56	m
	VVR22° -2	140	m
EPS 端子台ケーブル (離線)	CPV 0.9-50P	2	個
	CPV 0.9-100P	4	個

## 2 共通仕様

本仕様書に記載のない事項は、すべて公共建築工事（改修工事）標準仕様書最新版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

## 3 特記仕様

### (1) 安全確保等

撤去にあたっては、既存設備全体の規模、性能等を理解し、受注者の負担で安全確保及び設備養生に必要な措置を講じた上で、安全かつ確実に実施すること。

### (2) 作業工程

作業日程、作業内容、作業員等について、事前に発注者に報告し、その指示に従うこと。

電気、ガス、水道等、施設の運営上必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理者等と日程等を調整し、事故等を防止すること。

### (3) 清掃片付け

施工中は常時後片づけ及び清掃に心がけ、発生材及び塵芥が飛散若しくは堆積しないようにすること。

### (4) 産業廃棄物等の取扱

ア 発生材は、事故等の原因とならないように、できるだけ速やかに場外へ搬出すること。

イ 廃棄物の種類別に徹底した分別を行うこと。

ウ 廃棄物の処理にあたっては、受注者が処理（分別、保管、収集、運搬及び処分）を行い、「廃棄

物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に行うこと。

エ 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業とする許可を取得している者に委託すること。

オ しゅん工時に廃棄物の種別ごとに処理数量を集計し、積み込み状況の写真、処分状況の写真、マニフェスト A 票、B 2 票、D 票並びに E 票の写しを添付した「廃棄物等処理報告書」を提出すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧等をまとめた「廃棄物処理計画書」を提出すること。

(5) 過積載の禁止

資機材の運搬にあたっては、運搬車両の最大積載量を把握し、過積載を行わないよう計画した上で記録を残すこと。

また、飛散の恐れがあるものは、飛散防止対策を十分に行うこと。

(6) 疑義等

本仕様書に明記のない事項に質疑が生じた場合は、発注者と協議して、その指示に従うこと。

以 上